



国海安第49号の2
平成20年6月25日

社団法人 日本船舶品質管理協会
常務理事 武山 誠一 様

国土交通省海事局安全基準課長
安藤



船舶検査心得の一部改正について

標記について、下記の省令等に関する船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。
また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

記

- ・ 船舶救命設備規則（昭和40年運輸省令第36号）
- ・ 船舶防火構造規則（昭和55年運輸省令第11号）
- ・ 船舶の消防設備の基準を定める告示（平成14年国土交通省告示第516号）
- ・ 船舶の防火構造の基準を定める告示（平成14年国土交通省告示第518号）

船舶検査心得の一部改正について

平成20年6月
海事局安全基準課

1. 背景

2006年12月に、国際海事機関（IMO）において、大型クルーズ船の火災事故を契機とした旅客船のキャビンバルコニーの防火対策強化、救命艇等の性能向上等を目的とした SOLAS 条約の附属書第Ⅱ-2章（防火）及び第Ⅲ章（救命設備）の改正並びに国際火災安全設備コード（FSSコード）及び国際救命設備コード（LSAコード）の改正が採択され、2008年7月1日に発効することとなっている。

本条約改正の内容を担保するため、船舶救命設備規則（昭和40年運輸省令第36号）及び船舶防火構造規則（昭和55年運輸省令第11号）の一部改正（平成20年6月30日国土交通省令第53号）並びに船舶の消防設備の基準を定める告示及び船舶の防火構造の基準を定める告示の一部改正（平成20年6月30日国土交通省告示第795号）を行ったところ、これを補完するため船舶検査心得の一部改正を行うとともに、その他所要の改正を行う。

2. 改正の概要

（1）船舶救命設備規則関係

- ①救命艇の性能基準を定める規則第8条各号の詳細な解釈をLSAコードの規定に従い規定する。
- ②救命艇及び救命いかだの艀装品として搭載する救難食糧及び飲料水の仕様について、LSAコードの規定を引用する。
- ③規則第27条の2の救助艇の収容人員に関する規定に関し、当該人員は、イマーシオン・スーツ（イマーシオン・スーツが救命胴衣とともに着用するものである場合は、イマーシオン・スーツ及び救命胴衣）を着用した状態であることを規定する。
- ④規則第27条の6の規定により高速救助艇に備える管海官庁が適当と認めるVHF無線通信装置の要件を規定する。
- ⑤貨物船に備え付ける救命いかだであって質量185kg以上のものを規則第62条第2項の「反対舷へ容易に移動できない救命いかだ」とみなすこととする。
- ⑥離れた位置に備え付ける救命いかだのために備え付ける救命胴衣及びイマーシオン・スーツの数をそれぞれ2着以上とする。
- ⑦規則第96条の3第1項の規定に基づき、進水装置のつり索は定期的に点検されていなければならないこととする。（船舶安全法施行規則第12条第1項の適用のある船舶にあつては、MSC.1/Circ.1206に従って点検されていなければならない。）
- ⑧規則第96条の3第1項の規定に基づき、火工品は、有効期限が消えないよう表示されていなければならないこととする。

(2) 船舶防火構造規則関係

- ①規則第20条第1項及び第2項において不燃性材料とすることが求められている天井張り、内張り、部分隔壁及び部分甲板には、隣接するキャビンバルコニーを仕切るために使用されるものを含む旨を規定する。(なおこの改正規定は、現存船に対しては、平成20年7月1日後最初の検査時から適用する。)
- ②規則第20条第5項第3号において、キャビンバルコニーの露出面は炎の広がりが遅い管海官庁が適当と認めるものでなければならないとされているが、この例外の「管海官庁が差し支えないと認めるもの」として、自然堅材(natural hard wood)による床面を規定する。
- ③規則第20条第7項において有毒性物質の発生の危険のない管海官庁が適当と認めるものとして求められている船内の露出面には、キャビンバルコニーの露出面が含まれることを規定する。(ただし、自然堅材(natural hard wood)による床面を除く。)
- ④規則第20条第11項において、キャビンバルコニーに設置する家具及び備品は不燃性について告示で定める要件に適合するものでなければならないとされているが、この例外の「管海官庁が差し支えないと認めるもの」とは、MSC.1/Circ.1242の要件に適合する火災探知警報装置及びMSC.1/Circ.1268の要件に適合する加圧水噴霧装置が設置されているキャビンバルコニーに設置される家具及び備品とする。

(3) 船舶の消防設備の基準を定める告示関係

告示第15条の「管海官庁が適当と認める」固定式加圧水噴霧装置の要件として、MSC.1/Circ.1165(MSC.1/Circ.1239及びMSC.1/Circ.1269による改正を含む。)を引用する。

(4) 船舶の防火構造の基準を定める告示関係

告示第15条第3項で規定するキャビンバルコニーに設置する家具及び備品の不燃性要件の詳細を火災試験方法コード(FTPコード)の関係パートを引用して規定する。

3. スケジュール

本心得改正は、平成20年7月1日から施行することとする。

以上

○船舶検査心得 3-2 船舶救命設備規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>3-2 船舶救命設備規則</p>	<p>3-2 船舶救命設備規則</p>	
<p>(部分閉囲型救命艇)</p> <p>8.0(a)～(d) (略)</p> <p>(e) <u>第11号の適用については、次に掲げるところによること。</u></p> <p>(1) <u>10度までの縦傾斜及び20度までの横傾斜のあらゆる状態において、安全に進水できるものであること。</u></p> <p>(2) <u>「過大な力」とは、次に掲げる救命艇の種類に応じ、それぞれ次に掲げる過荷重を想定するものとする。</u></p> <p>(i) <u>金属製の艇体を有する救命艇 人員及び艀装品を満載した救命艇の全質量の1.25倍</u></p> <p>(ii) (i)に掲げる救命艇以外の救命艇 人員及び艀装品を満載した救命艇の全質量の2倍</p> <p>(f) (略)</p> <p>(g) 第18号の「迅速に乗り込めるもの」とは、全定員が乗艇の指示が出たときから<u>第1種船にあっては10分以内、第3種船にあっては3分以内</u>に乗り込めるものをいう。</p> <p>(h) (略)</p> <p>(i) (略)</p> <p>8.0(j) 第25号の規定の適用においては、次に掲げるところによること。</p> <p>(1) ハの「十分な明るさ」とは、次に掲げる灯の種類に応じ、それぞれ次に掲げる明るさをいう。</p> <p>(i) 覆いの頂部に取り付ける灯 (以下「キャノピー灯」</p>	<p>(部分閉囲型救命艇)</p> <p>8.0(a)～(d) (略)</p> <p>(e) 第11号の「<u>過大な力</u>」とは、次に掲げる救命艇の種類に応じ、それぞれ次に掲げる過荷重を想定するものとする。</p> <p>(1) <u>金属製の艇体を有する救命艇 人員及び艀装品を満載した救命艇の全質量の1.25倍</u></p> <p>(2) (1)に掲げる救命艇以外の救命艇 人員及び艀装品を満載した救命艇の全質量の2倍</p> <p>(f) (略)</p> <p>(g) 第18号の「迅速に乗り込めるもの」とは、全定員が乗艇の指示が出たときから<u>3分以内</u>に乗り込めるものをいう (第3種船に備え付けるものに限る。)</p> <p>(h) (略)</p> <p>(i) (略)</p> <p>8.0(j) 第25号の規定の適用においては、次に掲げるところによること。</p> <p>(1) ハの「十分な明るさ」とは、次に掲げる灯の種類に応じ、それぞれ次に掲げる明るさをいう。</p> <p>(i) 覆いの頂部に取り付ける灯 (以下「キャノピー灯」</p>	<p>LSAコード4.4.1.1</p>
<p>(部分閉囲型救命艇)</p> <p>8.0(a)～(d) (略)</p> <p>(e) <u>第11号の適用については、次に掲げるところによること。</u></p> <p>(1) <u>10度までの縦傾斜及び20度までの横傾斜のあらゆる状態において、安全に進水できるものであること。</u></p> <p>(2) <u>「過大な力」とは、次に掲げる救命艇の種類に応じ、それぞれ次に掲げる過荷重を想定するものとする。</u></p> <p>(i) <u>金属製の艇体を有する救命艇 人員及び艀装品を満載した救命艇の全質量の1.25倍</u></p> <p>(ii) (i)に掲げる救命艇以外の救命艇 人員及び艀装品を満載した救命艇の全質量の2倍</p> <p>(f) (略)</p> <p>(g) 第18号の「迅速に乗り込めるもの」とは、全定員が乗艇の指示が出たときから<u>第1種船にあっては10分以内、第3種船にあっては3分以内</u>に乗り込めるものをいう。</p> <p>(h) (略)</p> <p>(i) (略)</p> <p>8.0(j) 第25号の規定の適用においては、次に掲げるところによること。</p> <p>(1) ハの「十分な明るさ」とは、次に掲げる灯の種類に応じ、それぞれ次に掲げる明るさをいう。</p> <p>(i) 覆いの頂部に取り付ける灯 (以下「キャノピー灯」</p>	<p>(部分閉囲型救命艇)</p> <p>8.0(a)～(d) (略)</p> <p>(e) 第11号の「<u>過大な力</u>」とは、次に掲げる救命艇の種類に応じ、それぞれ次に掲げる過荷重を想定するものとする。</p> <p>(1) <u>金属製の艇体を有する救命艇 人員及び艀装品を満載した救命艇の全質量の1.25倍</u></p> <p>(2) (1)に掲げる救命艇以外の救命艇 人員及び艀装品を満載した救命艇の全質量の2倍</p> <p>(f) (略)</p> <p>(g) 第18号の「迅速に乗り込めるもの」とは、全定員が乗艇の指示が出たときから<u>3分以内</u>に乗り込めるものをいう (第3種船に備え付けるものに限る。)</p> <p>(h) (略)</p> <p>(i) (略)</p> <p>8.0(j) 第25号の規定の適用においては、次に掲げるところによること。</p> <p>(1) ハの「十分な明るさ」とは、次に掲げる灯の種類に応じ、それぞれ次に掲げる明るさをいう。</p> <p>(i) 覆いの頂部に取り付ける灯 (以下「キャノピー灯」</p>	<p>LSAコード4.4.3.1</p>

という。) 4.3カンデラ

(ii) 内部に取り付ける灯 全上半部の算術平均で0.5

カンデラ

(2) (略)

(3) (略)

(4) 内部の色は、乗員に不快感を与えない明るい色と
すること。

(5) (略)

(k) (略)

(1) 第34号の規定の適用については、次に掲げるところに
よること。

(1) (略)

(2) つり索に張力がかかっている場合の離脱におい
て、吊り上げリング又はシャックルをフックから手
動で解放するものでないこと。

(3) (略)

(4) 二の「安全装置」については、次に掲げるところに
よること。

(i) 危険を示す標識が付されていること。

(ii) 離脱装置が適切かつ完全にリセットされた場合
にのみ作用するものであること。このため、フック
が完全にリセットされない限りフックはあらゆる負
荷を支持するものであってはならず、かつ、過度の
力を加えることなくハンドル又は安全ピンがリセッ
トの位置に戻せるものであってはならない。

(5) トの「十分な強さ」とは、人員、燃料及び艀装品を
満載した救命艇の質量がつり索間にかかっている場
合に、使用材料の極限強さに対し、安全係数が6以上

という。) 4.3カンデラ

(ii) 内部に取り付ける灯 生存指圖書等を読むこと
ができる明るさ

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(k) (略)

(1) 第34号の規定の適用については、次に掲げるところに
よること。

(1) (略)

LSA 4.4.7.6.2.1

(2) (略)

(3) 二の「安全装置」については、次に掲げるところに
よること。

(i) 危険を示す標識が付されていること。

(ii) 離脱装置が適切かつ完全にリセットされた場合
にのみ作用するものであること。

LSAコード 4.4.7.6.3

LSAコード 4.4.7.6.8

(4) トの「十分な強さ」とは、救命艇の質量がつり索間
にかかっている場合に、使用材料の極限強さに対し、
安全係数が6以上であるものをいう。

であるものをいう。ただし、救命艇を外す装置の安全係数にあつては、燃料及び艀装品の質量の合計に1,000kgを加えたものを救命艇の質量とみなすことができる。

- (6) チの要件にあつては、次のいずれかによること。
(i) いずれのフックも適切かつ完全にリセットされていることが直接目視で確認できるものであること。
(ii) すべてのフックがリセットされたことを確認するための調節できない機械的指示計を備えていること。

(iii) すべてのフックがリセットされたことを確認するための簡単に操作できる機械的指示計を備えていること。

(m) (略)

(n) 第35号の手引書は、必要に応じてカラーコーディングや絵図表、記号等を使用し、適切な言語で注意事項を記したわかりやすいものであること。カラーコーディングを使用する場合、緑は適切なフックのリセットを、赤は不適切なリセットを示すものとする。

(o) ~ (q)

(救命艇の艀装品)

14.1(a) ~ (d) (略)

(e) 「救難食糧」及び「飲料水」の要件については、それぞれLSAコード4.1.5.1.18及び4.1.5.19によること。

(f) ~ (k) (略)

LSAコード 4.4.7.6.4

LSAコード 4.4.7.6.5

(m) (略)

(n) ~ (p)

(救命艇の艀装品)

14.1(a) ~ (d) (略)

(e) 次に掲げるところに適合する「救難食糧」は、これを適当なものと認めて差し支えない。

(f) ~ (k) (略)

LSAコード 4.1.5.1

(膨脹式救命いかだ)

21.1(a)~(c) (略)

(d) 第8号の「十分な強度」とは、救命いかだの他のどの部分にもつかまっていけない体重100kgの人を支えることができる強度をいう。

(e)~(j) (略)

(k) (1) 第18号に係るもやい綱装置は、ウィーク・リンクを除き、救命いかだの定員に応じ、次に掲げる荷重に耐えられるものであること。

(i) 9人未満 7.5kN

(ii) 9人以上25人未満 10.0kN

(iii) 25人を超える 15.0kN

(2) 安全弁を含む膨脹システムは、ISO 15738(2002):

「膨脹式救命設備のためのガス膨脹システム」によること。

(l) (略)

(m) (略)

(膨脹型一般救助艇)

27-2.0(a)~

(c) (略)

(d) 第20号の「十分な強度」とは、本条第27号で準用する第8条第15号に掲げる救命いかだを曳航するため十分な強度をいう。

(e) (略)

(f) 第24号の人員は、イマーシオン・スーツ (イマーシオン・スーツが救命胴衣を着用して使用するものである場合は、イマーシオン・スーツ及び救命胴衣) を着用して

(膨脹式救命いかだ)

21.1(a)~(c) (略)

(d) 第8号の「十分な強度」とは、100kgの質量を支えることができる強度をいう。

(e)~(j) (略)

(k) 第18号に係るもやい綱装置は、ウィーク・リンクを除き、救命いかだの定員に応じ、次に掲げる荷重に耐えられるものであること。

(1) 9人未満 7.5kN

(2) 9人以上25人未満 10.0kN

(3) 25人を超える 15.0kN

LSAコード4.2.2.3

(l) (略)

(m) (略)

(膨脹型一般救助艇)

27-2.0(a)~

(c) (略)

(d) 第20号の「十分な強度」とは、本条第13号に掲げる救命いかだを曳航するため十分な強度をいう。

(e) (略)

LSAコード5.1.1.3.2

いるものとする。

(救助艇の機装品)

27-6.0(a) 14.1は、救助艇の機装品について準用する。

(b) 「管海官庁が適当と認めるもの」とは、水密かつ両手を使うこととなく通話ができるものをいう。なお、第41条の規定に適合する持運び式双方向無線電話装置は、水密かつ両手を使うこととなく通話ができる場合に限り、管海官庁が適当と認めるものとして扱って差し支えない。

(救命艇及び救命いかだ)

62.2(a) 50.2は、本項の規定の適用について準用する。この場合において、50.2(a)(1)中「185kg以下」とあるのは、「185kg未満」と読み替えるものとする。

63.2(a) 50.2は、本項の規定の適用について準用する。この場合において、50.2(a)(1)中「185kg以下」とあるのは、「185kg未満」と読み替えるものとする。

(救命胴衣)

66.2(a) (略)
(b) (略)

(c) 離れた位置にある救命艇又は救命いかだ用の救命胴衣の数は、2着以上とする。

(イマーシヨン・スーツ及び耐暴露服)

66-2.2(a) (略)

(救助艇の機装品)

27-6.0(a) 14.1は、救助艇の機装品について準用する。

LSA コード 5.1.4.11

(救命艇及び救命いかだ)

62.2(a) 50.2は、本項の規定の適用について準用する。

SOLAS III/31.1.1.2

(救命胴衣)

66.2(a) (略)
(b) (略)

(c) 離れた位置にある救命艇又は救命いかだ用の救命胴衣の数は、離れた位置にある救命艇又は救命いかだの定員に等しい数とする。

(イマーシヨン・スーツ及び耐暴露服)

66-2.2(a) (略)

MSC.1/Circ.1243

(b) 第62条第5項の規定により離れた場所により離れた場所に備え付ける救命いかだ用のイマーション・スツツの数は、2着以上とする。

(救命艇)

87.1(a) (略)

(b) 第1号の適用にあっては、第1種船については全ての人員が救命胴衣を着用して集合した後、船体放棄の信号を發したときから30分以内に進水することができるものとすること。

(c)~(f) (略)

(救命いかだ)

90.1(a) 87.1(a)及び87.1(b)は、第1号の規定について準用する。

(救命設備の迅速な利用)

96-3.1 (a) 進水装置のつり索は、次に掲げるところにより保守されていること。

(1) 定期的点検されていること。(施行規則第12条の2第1項の規定の適用のある船舶に備え付けられている進水装置のつり索にあっては、MSC. 1/Circ. 1206 ANNEX1に従い点検されていること。)

(2) 進水装置の製造後又はつり索の取替後5年を超えない期間内に、取り替えられていること。

(救命艇)

87.1(a) (略)

(b)~(e) (略)

(救命いかだ)

90.1(a) 87.1(a)は、第1号の規定について準用する。

(救命設備の迅速な利用)

96-3.1 (a) 進水装置のつり索は、次に掲げるところにより保守されていること。

(1) 進水装置の製造後又はつり索の取替後2年半を超えない期間内に、その端部の振替えが行われていること。

(2) 進水装置の製造後又はつり索の取替後5年を超えない期間内に、取り替えられていること。

(3) (1)及び(2)にかかわらず、次に掲げるところによる保守を認めて差し支えない。

(i) 定期的点検されていること。

<p>(ii) <u>進水装置の製造後又はつり索の取替後4年を超えない期間内に、取り替えられていること。</u></p> <p>(b) (略)</p> <p>(c) 経年変化をする救命設備は、その有効期限を超えていないこと。</p> <p>(d) (略)</p>	<p>LSAコード 1. 2. 3</p>
<p>(b) (略)</p> <p>(c) 経年変化をする救命設備は、その有効期限を超えていないこと。<u>火工品にあっては、有効期限が消えないように表示されていること。</u></p> <p>(d) (略)</p>	<p><u>心得附則 (平成 20 年 6 月 25 日)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>(a) この改正は、平成 20 年 7 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>(b) <u>施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、66.2(c)及び96-3.1を除き、改正後の心得の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p>

○船舶検査心得 2-3 船舶防火構造規則

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>2-3 船舶防火構造規則</p>	<p>2-3 船舶防火構造規則</p>	
<p>(可燃性材料の使用制限)</p> <p>20.1 (a) 本項の「天井張り」及び「内張り」は、隣接するキャビンバルコニーを仕切るために用いられる天井張り及び内張りを含む。</p> <p>(b) (略)</p> <p>(c) (略)</p> <p>20.2 (a) 本項の「部分隔壁」及び「部分甲板」は、隣接するキャビンバルコニーを仕切るために用いられる部分隔壁及び部分甲板を含む。</p> <p>20.5 (a) (略)</p> <p>(b) (略)</p> <p>(c) 第3号の「管海官庁が差し支えないと認めるもの」とは、自然素材による床面をいう。</p> <p>20.7 (a) 「船内の露出面」とは、居住区域、業務区域、制御場所、機関区域及びキャビンバルコニーの露出面並びに居住区域、業務区域、制御場所及び機関区域内の通路及び階段の露出面、キャビンバルコニーに設けられる自然素材による床面及び手摺、巾木、階段ステップの滑り止め又はこれらと同程度の小範囲に使用される表面材の露出面を除く。)をいう。</p>	<p>(可燃性材料の使用制限)</p> <p>20.1 (a) (略)</p> <p>(b) (略)</p> <p>20.5 (a) (略)</p> <p>(b) (略)</p> <p>20.7 (a) 「船内の露出面」とは、居住区域、業務区域、制御場所及び機関区域並びに居住区域、業務区域、制御場所及び機関区域内の通路及び階段の露出面(第20条第3項の露出面及び手摺、巾木、階段ステップの滑り止め又はこれらと同程度の小範囲に使用される表面材の露出面を除く。)をいう。</p>	<p>SOLAS II-2/ 5.3.1.3.2</p> <p>SOLAS II-2/ 5.3.1.3.2</p> <p>SOLAS II-2/ 5.3.2.4.1.3</p> <p>SOLAS II-2/6.2.2</p>

(b) (略)

20.11 (a) 「管海官庁が当該キャビンバルコニーの防火措置を考慮して差し支えないと認める場合」とは、当該キャビンバルコニーがMSC.1/Circ.1242の要件に適合する固定式火災探知警報装置及びMSC.1/Circ.1268の要件に適合する固定式加圧水噴霧装置により有効に保護されている場合をいう。

(b) (略)

SOLAS II-2/7.10、
10.6.1.3

心得附則 (平成 20 年 6 月 25 日)

(施行期日)

(a) この改正は、平成 20 年 7 月 1 日 (以下「施行日」)と
いう。) から施行する。

(経過措置)

(b) 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶 (以下「現存船」という。) については、施行日以後最初の定期検査又は中間検査までの間は、改正後の 20.1(a)及び 20.2(a)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(c) 現存船については、改正後の 20.7(b)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○船舶検査心得 3-3-2 船舶の消防設備の基準を定める告示

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>3-3-2 船舶の消防設備の基準を定める告示</p> <p>(固定式加圧水噴霧装置)</p> <p>15.0 (a) <u>MSC.1/Circ.1165 (MSC.1/Circ.1237及びMSC.1/Circ.1269による改正を含む。)</u> に定める要件に適合する<u>固定式加圧水噴霧装置は、管海官庁が適当と認めるものとして取り扱って差し支えない。</u></p> <p>(b) 附属書[3]「車両区域等における固定式加圧水噴霧装置の基準」に適合する固定式加圧水噴霧装置は、車両区域に設ける場合に限り、本条に適合する固定式加圧水噴霧装置と同等の効力を有するものとして取り扱って差し支えない。</p>	<p>3-3-2 船舶の消防設備の基準を定める告示</p> <p>(固定式加圧水噴霧装置)</p> <p>15.0(a) 附属書[3]「車両区域等における固定式加圧水噴霧装置の基準」に適合する固定式加圧水噴霧装置は、車両区域に設ける場合に限り、本条に適合する固定式加圧水噴霧装置と同等の効力を有するものとして取り扱って差し支えない。</p>	<p>FSS コード 7.2.1</p>
<p><u>心得附則 (平成 20 年 6 月 25 日)</u></p> <p>(施行期日)</p> <p>(a) この改正は、平成 20 年 7 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>(b) 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、改正後の心得の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p>		

○船舶検査心得 2-3-2 船舶の防火構造の基準を定める告示

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>2-3-2 船舶の防火構造の基準を定める告示</p>	<p>2-3-2 船舶の防火構造の基準を定める告示</p>	
<p><u>7.2.1(a) 本号ただし書中の「階段囲壁に設ける戸」とは、暴露部に面する階段囲壁の戸口に設ける戸をいう。</u></p> <p>(可燃性材料の使用制限等)</p> <p><u>16.3.3(a) 「管海官庁が認めるもの」とは、火災試験方法コード パート7「鉛直に支持される織物及びファイラムの試験」に合格する性能を有するものをいう。</u></p> <p><u>16.3.4(a) 「管海官庁が適当と認めるもの」とは、火災試験方法コード パート8「布張り家具の試験方法」に合格する性能を有するものをいう。</u></p>		
<p><u>心得附則 (平成20年6月25日)</u></p> <p>(<u>施行期日</u>)</p> <p><u>(a) この改正は、平成20年7月1日 (以下「施行日」という。) から施行する。</u></p>		